

2026 年 8 月 10 日
株式会社日本政策金融公庫

令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた 農林漁業者等の皆さま向け特例措置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、8 月 7 日付で、令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまを対象とする特例措置の取扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特例措置の内容】

1 融資限度額の引上げ

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（災害復旧施設）
具体的な措置内容	① 農林漁業セーフティネット資金 一般：別枠で 600 万円 特認（※）：別枠で年間経営費等の 12 分の 6 （※）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。 （参考）現行の取扱いは、一般 600 万円（特認 年間経営費等の 12 分の 6） ② 農林漁業施設資金（災害復旧施設） 負担額の 100%又は 1 施設当たり 1,200 万円のいずれか低い額 （参考）現行の取扱いは、負担額の 80%又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）のいずれか低い額

2 金利負担軽減措置

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 等
具体的な措置内容	【農業者及び漁業者の方】 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成（上限 2%）することで、融資当初 5 年間の金利負担が軽減されます。 【林業者の方】 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成（上限 2%）することで、融資当初 10 年間の金利負担が軽減されます。

3 実質無担保・無保証人措置

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 等
具体的な措置内容	実質無担保・無保証人（※）となります。 （※）担保は融資対象物件のみ、保証人は同一経営の範囲内のみに限る貸付け